

乙部町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 乙部町

事 業 名 : 乙部町簡易水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和30年9月1日	計画給水人口	4,550	人
法適(全部・財務) ・非適の区分	財務適用	現在給水人口	2,987	人
		有収水量密度	1.629	千m ³ /ha

② 施設

水 源	表流水(姫川水系大端沢川)		1,430 m ³ /日	
	表流水(可笑内川水系可笑内川)		556 m ³ /日	
	表流水(鯨歌三ツ谷川支流鯨歌三ツ谷川)		572 m ³ /日	
	取水量計		2,558 m ³ /日	
施 設 数	浄水場設置数	3	管 路 延 長	72.68
	配水池設置数	11		導水管 17.72 送水管 8.10 配水管 46.86
				千m
施 設 能 力	2,325	m ³ /日	施 設 利 用 率	58.0 %

③ 料金

料金体系の概要・考え方	水道料金は、その使用目的に応じて家事用、浴場用、工場用、営業用、団体用、学校用、臨時用の7種類の用途に区分し、それぞれに定める基本水量に応じた基本料金と超過料金を徴収している。 家事用は、営業用、団体用等と比較して基本水量を少なく設定し、使用水量の少ない少人数世帯に配慮するとともに、住民の節水努力が水道料金としても報われるよう努めている。 料金体系(消費税含む)は平成10年1月に改定されており、その後消費税の増税に伴う改定を行っている。	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成10年1月16日	

<料金表> 水道料金(令和元年10月1日~)

水道料金表

種別	基本料金		超過料金	摘要
	水量	1月		
家事用	8立方メートル	1,650円	170円50銭	
浴場用	100立方メートル	13,970円	126円50銭	
工場用	100立方メートル	17,710円	165円	
営業用	20立方メートル	4,840円	165円	
団体用	20立方メートル	4,840円	165円	
学校用	20立方メートル	4,840円	165円	
臨時用	1立方メートル		484円	

④ 組織

乙部町の水道事業は建設課が担っており、管理職1名、事務職2名の合計3名(専門員を含めて4名)が水道業務を担当している。

職種	年齢構成	職員数	備考
課長	50代	1	建設課長
参事	50代	1	水道担当
参事	50代	1	下水担当
課長補佐	40代	1	土木・水道担当
主査	30代	1	建築・下水担当
技術係	30代	1	土木担当
係	30代	1	水道担当
係	30代	1	管理担当
係	20代	1	住宅担当
専門員	60代	1	水道担当
合計		10	

(2) これまでの主な経営健全化の取組

1) 民間活用

緩速ろ過池のろ過砂の洗浄などの一部作業や検針の民間委託している。
また、料金や施設の監視をシステム化することにより人員を削減している。

2) 施設の統廃合

一般平面図に示すように、乙部地区、元和・三ツ谷地区、豊浜地区は距離が離れており、各地区をハード的に統合するのは困難な状況である。

地区別に見る場合でも、1つの地区に対して取水施設・浄水場が各1施設ずつ配置されており、これ以上の取水・浄水施設の統廃合はできない。

また、各地区の配水池についても対象とする給水区域の高低差があり距離も離れているため、統廃合が困難な状況である。

3) 広域連携の取組(事業統合、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化)

町内においては、これまで乙部地区簡易水道事業、元和・三ツ谷地区簡易水道事業、豊浜地区簡易水道事業の3つの事業に分かれていたが、平成20年12月取得の第2次拡張認可申請において1つの事業となり、より効率的な事業運営を目指している。

但し、前述のように各地区の施設間距離は離れているため、施設の統廃合による効率化は困難な状況である。

近隣の事業者との広域化については江差町とは給水区域が隣接しており、一部では水の融通等も可能な状態であるが、現状では連携する効果が大きくないものと判断され、具体的な連携の話はない。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

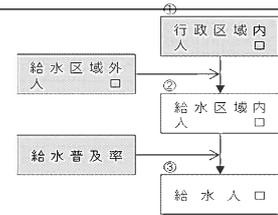
別紙、経営比較分析表のとおり。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

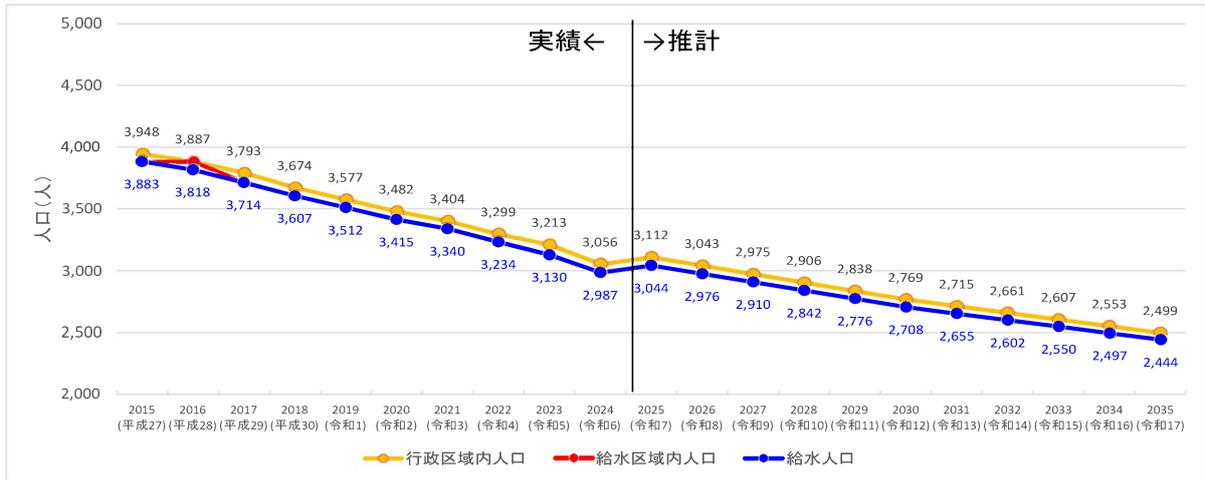
①給水人口の推計手順

給水人口の推計は右図の手順で行った。
 なお、行政区域内人口の将来推計については、「乙部町人口ビジョン 令和7年3月」を採用する。



②給水人口の推計結果

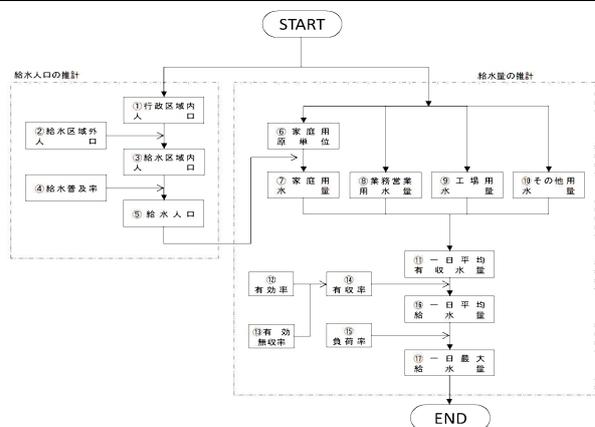
令和17年度までの給水人口の推計結果を以下に示す。
 行政区域内人口の減少に伴い、給水人口も減少する結果となった。



(2) 水需要の予測

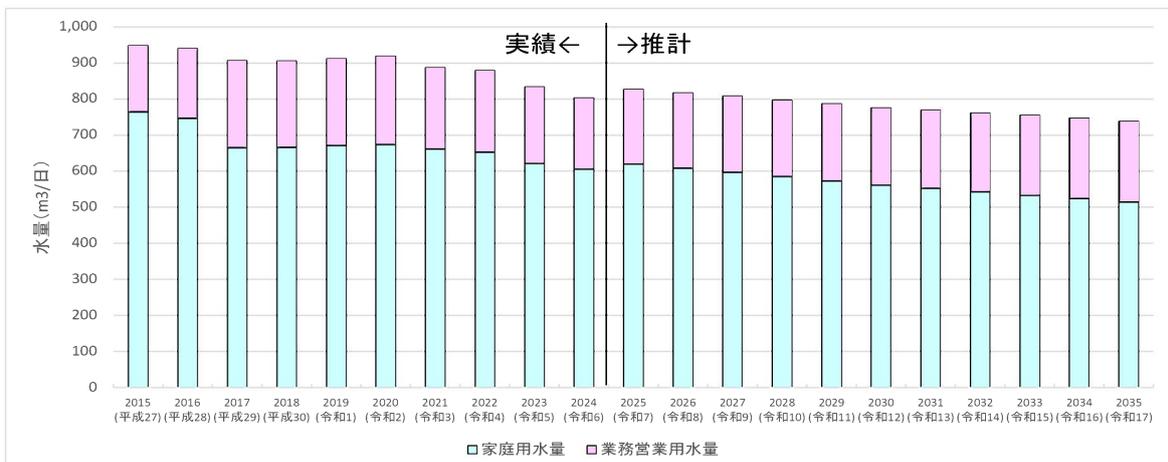
①水需要の推計手順

給水人口の推計は右図の手順で行った。
 乙部町水道事業では使用水量を用途別に分類しており、それぞれ予測する方法とした。



②水需要の推計結果

令和17年度までの水需要の推計結果を以下に示す。
 水需要を構成する各用途別水量については、
 家庭用:給水人口の減少に伴って減少傾向
 業務営業用:過去10年間のトレンドから一定
 となり、料金収入の基となる有収水量は減少傾向が示された。



(3) 料金収入の見通し

①料金収入の算出方法

将来の料金収入は次式で算出する。

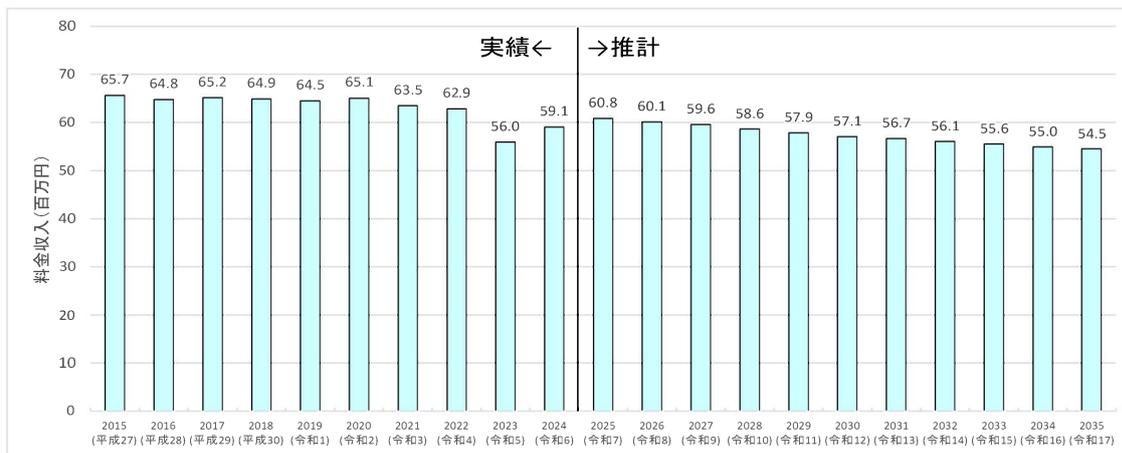
$$\text{料金収入推計値(円)} = \text{年間有収水量推計値(m}^3\text{)} \times \text{供給単価(円/m}^3\text{)}$$

供給単価については、令和6年度実績201.58円/m³で一定とする(料金改定しない場合)。

②料金収入の推計結果

前述の有収水量の減少に伴い料金収入の減少が見込まれる。

現在は約59百万円の料金収入は、令和17年度の目標年度には約55百万円へと減少するものと見込まれる。



(4) 組織の見通し

乙部町簡易水道事業の給水区域は、元来の給水区域であった乙部地区から、元和・三ツ谷地区、豊浜地区に広がり、各地区間での水の融通ができるように事業区域が統合されている。隣接する江差町とは給水区域が隣接しており、過去には江差町の一部の地区への給水を行うなど、部分的な水融通も可能な状況である。

今後は、北海道が主催している地域別会議などを利用して情報の共有を行うことにより地域間の連携を高めるほか、連絡管等による緊急時の水のやりとりや、資機材の共有、水道に関する技術の共有について検討する必要がある。

また、現状では全ての浄水場が緩速ろ過処理であるため、委託するほどの作業量とはならず、浄水場の運転管理や施設点検を町の職員が行っているが、将来的には近隣の事業体と做働で委託するなどの方法により、民間委託の採用について検討していく必要がある。

3. 経営の基本方針

1) 経営理念

乙部町簡易水道事業は、今後、人口減少による事業の非効率化や施設の老朽化、異常気象への対応など、水道事業を取り巻く環境の変化に対応しつつ、安心して飲むことができる水を、需要者が、いつでも、必要な量を合理的な対価をもって利用できることを基本理念とする。

厚生労働省(現:国土交通省)が新水道ビジョンで示している、50年、100年先を見据えた理想像を基本とし、「持続」、「安全」、「強靱」の3つの理想像を掲げている。経営の安定化については、「持続」の項目の施策となり本経営戦略の基本方針を以下のように設定する。

2) 基本方針

乙部町簡易水道事業の新水道ビジョンに示される『持続 いつまでも安定して供給できる水道』の理想像に基づく本経営戦略の基本方針を以下にまとめる。

『持続』いつまでも安定して供給できる水道

- ・経営状況の把握と適正料金の設定
収支見通しにより経営状況を把握し適正な料金で供給します。
- ・人員体制の確保・管理委託の検討
現状の維持管理体制を確保し、水道施設の運転・維持管理に対する民間委託の検討を行います。
- ・効率的な施設整備
現在の施設・設備を可能な限り長期使用し、更新時には水需要の減少を考慮した効率的な更新を行います。
- ・需要者への説明責任
経営戦略を公表し、現在の収支の状況や将来の見通しを示すことにより、需要者への説明責任を果たします。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	計画期間内の投資を抑制し経営の安定化を図る。
-----	------------------------

- ・令和8～12年度に施設電気・計装設備の更新(約315百万円、国庫補助活用)を行う。
- ・令和13年度以降は管路更新工事 50,000千円/年を進める。
- ・その他、令和8年度に水道調定システム導入委託を行う。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	将来的には財政状況が悪化していく傾向になることから、 確実な財源確保を目指す。
-----	--

- ・今後「赤字経営」となり、赤字経営が続いていくものと見込まれる。
- ・料金収入の不足に対しては、令和10年度を目標とした料金改定について検討する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・投資以外の経費(委託料、修繕費、動力費、人件費など)は最新の令和7年度予算をベースとし、直近の物価上昇や人件費上昇を見込んだものとする。
- ・令和8年度以降の企業債借入額については、簡水債と過疎債をそれぞれ1/2として、直近の利率を用いた元利均等方式(据置無し)で計算する。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	北海道が主催する検討会に参加し、他自治体とともに広域化における必要性やメリットについて情報収集を進める。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI 等 の 導 入 等)	計画期間内に大きな更新はなく民間活用の必要はない。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等 による投資の平準化)	令和7年度にアセットマネジメント検討を実施した。老朽化した施設は、維持・補修を行いながら延命化を図り投資の平準化に努める。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	計画期間内に大きな更新はなく施設の統廃合については次期計画とする。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	計画期間内に大きな更新はなく施設の合理化については次期計画とする。
そ の 他 の 取 組	—

② 財源についての検討状況等

料 金	料金改定は、人口動態や経営状況などから判断し、実施していく。
企 業 債	本計画以降の企業債は企業債残高など経営状況を考慮し、借入額の制限等投資の検討を行う。
繰 入 金	総務省繰出基準「地方公営企業繰入金について」内での繰入金を見込む。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	—
そ の 他 の 取 組	—

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	本戦略で示した投資・財政計画については、原則として中間年度に検証を実施し、計画から大幅に乖離が見られる場合には速やかに計画の見直しを行う。 また、経営課題に対する今後の取組についての対応状況は更新事後に評定していく。
-------------------------	---